

## 令和7年度 豊田市立猿投中学校いじめ防止基本方針

### 1 いじめの防止についての基本的な考え方

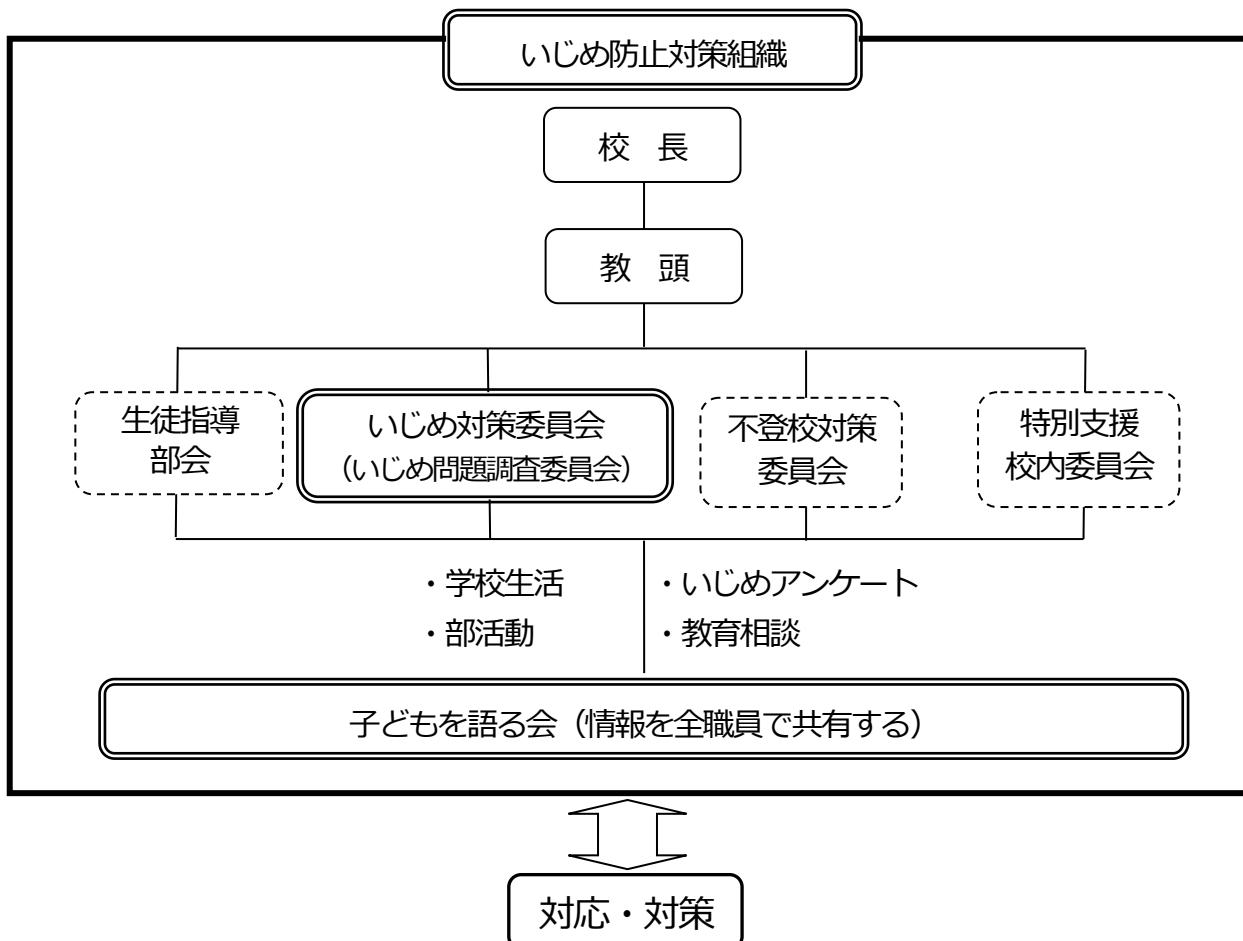
豊田市子ども条例には、子どもにとって大切な4つの権利が示されている。その中に「①安心して生きる権利」として「いじめ、虐待、体罰などのあらゆる暴力や過度なストレスから心と体が守られること」という一文がある。いじめは人間として絶対に許されない行為であり、同時に、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす行為でもある。また、どの生徒も場合によっては、被害者にも加害者にもなりえる。

これらの基本的な考え方を基に、教職員一人一人がいじめの問題の重大性を正しく認識し、日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していくことが大切である。何より学校は、生徒が教職員や周囲の友人との温かい信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。

そうした中で、生徒が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

### 2 いじめを防止する組織づくり

校内に「いじめ防止対策組織」として、「いじめ対策委員会」と「子どもを語る会」を設置し、いじめをうかがわせるささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、ある特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。



## (1) 「いじめ対策委員会」の役割

ア 「猿投中学校いじめ防止基本方針」に基づく取組と進捗状況の確認

- ・学校評価アンケートを実施し、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討する。

イ 教職員への共通理解と情報提供、啓発

- ・年度初めの職員会議で「猿投中学校いじめ防止基本方針」と「教育相談計画」の周知を図るだけでなく、そのとらえ方や対応について、隨時あるいは事案発生時に、教職員の共通理解を図る。
- ・いじめアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効性のあるいじめ防止対策を示す。

ウ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と啓発活動

- ・学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信し、情報を共有する。
- ・適宜いじめ防止への啓発を図る。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、ただちに「いじめ対策委員会」を開催し、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・引き続き、いじめ事案への対応が必要な場合は、継続的に対応できるメンバー構成を検討し、「いじめ防止対策班」を設置し、迅速かつ系統的に対応する。また、必要に応じて、豊田市教育委員会、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・犯罪行為が疑われるいじめについて、直ちに「臨時いじめ対策委員会」を開催し、警察への相談・通報の必要性を判断する。
- ・警察との連携が必要と判断した場合、また、判断に迷う場合は、パレクとよた担当指導主事へ連絡し、あわせて「いじめ早期相談票」を提出する。
- ・パレクとよたの指示のもと、学校から警察署（生活安全課）へ連絡・通報し、適切な援助を受ける。
- ・問題が解決したと判断した場合も、「いじめ対策委員会」を開催し、その後の生徒の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う方策を明確にする。

## (2) いじめ対策委員会の構成員

### ＜教職員＞

- |       |         |               |       |
|-------|---------|---------------|-------|
| ○校長   | ○教頭     | ○教育相談コーディネーター | ○教務主任 |
| ○校務主任 | ○教育相談主任 | ○生徒指導主事       |       |
| ○学年主任 | ○養護教諭   |               |       |
- (必要に応じて、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する方を加える)
- スクールカウンセラー　　○スクールソーシャルワーカー

### (3) 「子どもを語る会」の役割

- ・全教職員で生徒の実態と指導方針の共通理解をし、いじめ問題に対して組織的に対応する。

### (4) 「いじめ対策委員会」「子どもを語る会」の開催時期

- ア 学校全体の様子を把握し、いじめ防止・いじめ対策に努めるために、定期的に「いじめ対策委員会」を開催する。
- イ 毎月職員会議後、「子どもを語る会」を開催し、日常の児童（生徒）の実態を全職員で共通理解し、対応策の検討や方針の徹底をする。
- ウ 緊急にいじめ事案への対応が求められる場合については、「いじめ対策委員会」を臨時に開催する。

### (4) 「子どもを語る会」で常に情報共有

- ア 毎月の職員会議終了後、本会を実施する。
- イ 校内の共有データで情報を管理し、全職員の目で状況を把握し、共通理解を図る。

## 3 いじめの防止等に関する具体的な取組

### (1) いじめを起こさない、許さない生徒集団づくり

- ア 生徒同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。集団で創造していく活動＜体育祭・文化祭（合唱コンクール）等＞を通して、力を合わせる喜び、高めあう楽しさを感じとる。
- イ 生徒の活動や努力を認め、自己肯定感、存在感を感じる授業づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験的な活動を推進する中で、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- エ 情報モラル教育を推進し、生徒がネットやSNSの正しい利用とマナーについての理解を深め、いじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。
- オ 生徒会活動を通して、「良き先輩」「良き後輩」という良好な人間関係を育て、強い責任感と思いやりの心があふれる集団づくりを進める。

### (2) いじめの早期発見に向けての取組

- ア 教職員全員が「いじめは必ずある、いじめはなくならない」という危機意識を常にもち、「いじめは絶対起こる、いじめは絶対見逃さない」という強い意識をもって教育活動にあたる。
- イ 「いじめは人間として絶対に許されない」いう強い意識を常にもち、子どもの「心の変化」を敏感にキャッチできるように、日頃からアンテナを高くし、早期にかつ適切に対応していく。
- ウ 猿中ノートや日々のかかわり合いの中で、生徒の小さなサインやつぶやきを見逃さないように努め、教職員が常にアンテナを高くすることに努める。
- エ 悩みアンケートや教育相談を定期的（5月、9月、11月、2月の年4回）に実施し、生徒の心の揺れを発見し、吸い上げる機会とする。
- オ 教師と生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。

力 いじめで悩む子どもが、心を許して相談できるように、養護教諭や教育相談係、スクールカウンセラー、心の相談員を配置し、学級担任や部活動顧問だけではなく、相談できるチャンネルを多く設定する。また、いじめ相談の電話等、外部の相談機関を紹介し、生徒が相談しやすい環境を整える。

### (3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ対策委員会」を開催し、組織的に対応する。
- イ 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害生徒には教育的配慮のもと、保護者の了解を得ながら、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや豊田市青少年相談センター（パリクとよた）のスクールソーシャルワーカー等の専門家、警察署、豊田加茂児童・障害者相談センター等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない仲間の大切さを感じとらせる。
- カ ネット上のいじめへの対応については、関係する生徒をしっかりと把握し、全員への対処をしっかりとるとともに、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

## 4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、その状況を客観的に把握し、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態の対応フロー図」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ対策委員会」を開催し、関係者から中立的な立場で情報収集を行い、その状況や事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。

## 5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとする、いじめ防止の取組については、P D C Aサイクル（P L A N→D O→C H E C K→A C T I O N）で見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による自己評価を、年に2回（10月、2月）、および保護者への学校評価アンケートを11月頃実施し、いじめ対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

## 6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を現職教育の一環として計画し、豊田市青少年相談センター（パリクとよた）等の関係機関から講師を招いて実施する。合わせて、教育相談主任研修として行われる「いじめ・不登校などの対応について」の校外研修をO J T研修と位置付け、生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ対策基本方針」は4月に保護者へ配布するとともに、ホームページに掲載する。

（3）長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

#### ＜家庭でいじめを発見するポイント＞

- ① 衣服に汚れや破れが見られ、よくけがをしている。
- ② 家庭から金品を持ち出したり、余分な金品を求めたりする。
- ③ 物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりしている。
- ④ 自己否定的な言葉が増え、非現実的なことに関心を持つ。
- ⑤ 不審な電話や嫌がらせのメール、急な外出が増える。
- ⑥ 登校をしぶり、転校を口にしたり、学校をやめたがったりする。など

#### ＜主ないじめの相談窓口＞

- |                         |              |
|-------------------------|--------------|
| ① 24時間子どもSOSダイヤル（文部科学省） | 0120-0-78310 |
| ② 子どもの人権110番（法務省）       | 0120-007-110 |
| ③ チャイルドライン              | 0120-99-7777 |
| ④ 愛知県警察ヤングテレfon         | 052-951-7867 |
| ⑤ 豊田加茂児童・障害者相談センター      | 0565-33-2211 |
| ⑥ みんなの人権110番（法務省）       | 0570-003-110 |
| ⑦ 豊田市青少年相談センター（パレクとよた）  | 0565-32-6595 |

< 参考資料：取組の年間計画 >

	いじめ防止対策組織	未然防止の取り組み	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	P ○「学校いじめ対策基本方針」の内容の確認 ○いじめ対策委員会 ○生徒を語る会	○校内相談体制の周知 (生徒、保護者) ○学級開き、学年開き ○保健指導(心と体の成長)	○いじめ相談窓口の生徒、保護者への周知 ○身体測定	○学校いじめ対策基本方針の周知 ○学校公開日
5月	D ○生徒を語る会	○体育祭	○「悩みアンケート」実施 ○教育相談週間	
6月	C ○いじめ対策委員会 ○生徒を語る会	○職場体験学習 (2年)		○学校公開日 ○学校運営協議会
7月	C ○生徒を語る会 ○全教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証			○個別懇談会
8月	A ○中間評価→検証			
9月	P ○いじめ対策委員会 ○生徒を語る会	○学校保健委員会	○「悩みアンケート」実施 ○教育相談週間	
10月	D ○教員自己評価実施検証 ○生徒を語る会	○猿投山美化登山 ○文化祭 ○ふれあい祭り (地域との交流活動)		
11月	D ○教員評価・保護者評価からチェック ○生徒を語る会	○人権を考える集い	○「悩みアンケート」実施 ○教育相談週間	○保護者への学校評価アンケート
12月	A ○いじめ対策委員会 ○生徒を語る会			○個別懇談会
1月	A ○いじめ対策委員会 ○生徒を語る会			○進路相談会 (3年のみ) ○学校公開日
2月	C ○教員自己評価実施検証 ○生徒を語る会		○「悩みアンケート」実施 ○教育相談週間	○学校運営協議会
3月	A ○学校関係者評価の結果を検証し、「基本方針」の見直し	○卒業生を送る会 (異学年交流活動)	□文科省「生徒指導上の諸問題調査」によるいじめ調査	
通年	P ○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討	集会における校長講話 道徳教育、体験活動の充実 分かる授業の充実	○猿中ノートによる生徒との関係構築 (年間) ○健康観察の実施 ○S Cによる相談	○あいさつ運動 (定期的に実施)